

工事費内訳書の取扱いについて

1. 内訳書の提出

電子入札の場合、入札金額に対応する内訳書のデータを添付してください。
(システム上、内訳書を添付しないと入札ができないようになっています。)

添付できるファイル形式や容量については、内訳書ファイルの添付について を
ご参照ください。おかやま電子入札共同利用システムのホームページにも情報が掲載
されております。

会場入札の場合、入札書と内訳書を同時に提出してください。

**内訳書の提出が必要なのは、第1回入札時のみです。
第2回入札(再入札)時の提出は不要です。**

※ただし、低入札調査基準価格を設定した入札においては、第2回入札で低入札
調査基準価格を下回った場合、入札後、町が別途指定する方法で入札金額内訳
書の提出を求めることがあります。

2. 内訳書の様式

様式については任意のもので構いませんが、国が示す簡易な内訳書を準用した参考
様式を作成しておりますので、こちらを使っていただいても構いません。

任意様式で提出される場合、参考様式にある項目（工事名、提出者名、工種および
工種に対応した金額、合計金額）は必ず記入してください。

3. 内訳書の審査

審査は次の項目について確認します。

- ・ 工事名
- ・ 提出者名
- ・ 工種および工種に対応した金額
- ・ 入札金額と内訳書の合計金額

※審査の結果、入札が無効になる場合がありますのでご注意願います。